

令和5年度
(2023年度)

金沢市議会 6月定例月議会議案

| 目 | 次 | |
|-------------|--|----------|
| 議案番号 | 件名 | 頁 |
| 議案第2号 | 令和5年度金沢市一般会計補正予算（第2号） | 1 |
| 議案第3号 | 金沢市税賦課徴収条例の一部改正について | 5 |
| 議案第4号 | 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | 10 |
| 議案第5号 | 金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について | 13 |
| 議案第6号 | 金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について | 14 |
| 議案第7号 | 金沢市火災予防条例の一部改正について | 16 |
| 議案第8号 | 工事請負契約の締結について（緑住宅建設工事第5期（建築工事）） | 19 |
| 議案第9号 | 「工事請負契約の締結について」の一部変更について（金沢市民サッカー場建設工事（建築工事）） | 20 |
| 議案第10号 | 「工事請負契約の締結について」の一部変更について（金沢市民サッカー場建設工事（給排水衛生設備工事）） | 21 |
| 議案第11号 | 「工事請負契約の締結について」の一部変更について（金沢市民サッカー場建設工事（空調設備工事）） | 22 |
| 議案第12号 | 「委託契約の締結について」の一部変更について（金沢市民サッカー場大型映像音響システム整備事業） | 23 |
| 議案第13号 | 財産の取得について（消防用特殊車両） | 24 |
| 議案第14号 | 財産の取得について（消防用特殊車両） | 25 |
| 議案第15号 | 市道の路線認定について | 26 |
| 報告第4号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） | 27 |
| 報告第5号 | 繰越明許費について（一般会計） | 28 |
| 報告第6号 | 繰越明許費について（工業団地造成事業費特別会計） | 36 |
| 報告第7号 | 予算の繰越しについて（水道事業特別会計） | 38 |
| 報告第8号 | 予算の繰越しについて（水道事業特別会計） | 40 |
| 報告第9号 | 予算の繰越しについて（下水道事業特別会計） | 42 |

議案第2号

令和5年度金沢市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度金沢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,468,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186,696,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年6月16日提出

金沢市長 村山 阜

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|----------|------------------|-----------------|------------------|
| 16. 国庫支出金 | | 千円 35,735,837 | 千円 1,689,267 | 千円 37,425,104 |
| | 1. 国庫負担金 | 27,043,830 | △ 118,406 | 26,925,424 |
| | 2. 国庫補助金 | 8,595,752 | 1,807,673 | 10,403,425 |
| 17. 県支出金 | | 13,800,685 | 71,584 | 13,872,269 |
| | 2. 県補助金 | 2,924,592 | 71,584 | 2,996,176 |
| 23. 市債 | | 8,445,100 | 707,300 | 9,152,400 |
| | 1. 市債 | 8,445,100 | 707,300 | 9,152,400 |
| 歳 入 合 計 | | 184,228,000 | 2,468,151 | 186,696,151 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|--------------|------------------|--------------|------------------|
| 2. 総務費 | | 千円 13,841,037 | 千円 57,400 | 千円 13,898,437 |
| | 1. 総務管理費 | 10,597,105 | 20,000 | 10,617,105 |
| | 3. 戸籍住民基本台帳費 | 1,178,429 | 37,400 | 1,215,829 |
| 3. 民生費 | | 74,251,255 | 2,103,554 | 76,354,809 |
| | 1. 社会福祉費 | 17,772,406 | 299,054 | 18,071,460 |
| | 3. 児童福祉費 | 33,096,403 | 1,799,300 | 34,895,703 |
| | 4. 生活保護費 | 8,017,138 | 5,200 | 8,022,338 |
| 4. 衛生費 | | 20,014,759 | △ 339,200 | 19,675,559 |
| | 1. 保健衛生費 | 12,631,258 | △ 339,200 | 12,292,058 |
| 6. 農林水産業費 | | 2,849,119 | 209,300 | 3,058,419 |
| | 1. 農業費 | 2,077,668 | 109,300 | 2,186,968 |
| | 2. 林業費 | 731,755 | 100,000 | 831,755 |
| 7. 商工費 | | 4,398,860 | 511,000 | 4,909,860 |
| | 1. 商工費 | 4,398,860 | 511,000 | 4,909,860 |
| 8. 土木費 | | 19,082,221 | 299,200 | 19,381,421 |
| | 2. 道路橋りょう費 | 4,789,606 | 127,000 | 4,916,606 |
| | 5. 都市計画費 | 10,625,342 | 172,200 | 10,797,542 |
| 11. 災害復旧費 | | 399,075 | 101,000 | 500,075 |
| | 1. 災害復旧費 | 399,075 | 101,000 | 500,075 |
| 14. 予備費 | | 720,000 | △ 474,103 | 245,897 |
| | 1. 予備費 | 720,000 | △ 474,103 | 245,897 |
| 歳出合計 | | 184,228,000 | 2,468,151 | 186,696,151 |

第2表 緑 越 明 許 費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|---------|------------|-----------|--------------|
| 2. 総務費 | | | 千円 55,000 |
| | 1. 総務管理費 | | 55,000 |
| | | 一般管理事業 | 11,000 |
| | | 交通対策事業 | 44,000 |
| 8. 土木費 | | | 30,000 |
| | 2. 道路橋りょう費 | 道路維持事業 | 30,000 |
| 10. 教育費 | | | 15,900 |
| | 6. 社会教育費 | 青少年教育施設事業 | 15,900 |

第3表 債務負担行為補正

| 事項 | 補正前 | | 補正後 | |
|------------------------|-----|-----|--------------------|--------------|
| | 期間 | 限度額 | 期間 | 限度額 |
| 金沢クラフト「首都圏魅力発信拠点」管理運営費 | | 千円 | 令和6年度から 令和7年度まで | 千円 47,778 |

第4表 地方債補正

| 起債の目的 | 補正前 | | 補正後 | |
|-------------|-----------|----|-----------|----|
| | 限度額 | 千円 | 限度額 | 千円 |
| 公共事業等 | 2,490,200 | | 2,617,700 | |
| 災害復旧事業 | 132,900 | | 166,200 | |
| 一般補助施設整備等事業 | 216,300 | | 662,800 | |
| 緊急自然災害対策事業 | 211,400 | | 311,400 | |
| 合計 | 8,445,100 | | 9,152,400 | |

議案第3号

金沢市税賦課徴収条例の一部改正について

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第32条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第33条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第35条の3第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、

「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改める。

第35条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第35条の6の2第1項中「によって徴収すること」を「により徴収すること」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第35条の6の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第35条の6の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第35条の8第2項中「においては」を「には」に改める。

第68条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第7条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第9条の2第10項を次のように改める。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の3中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第19条の3の2を次のように改める。

第19条の3の2 削除

附則第19条の3の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第19条の3の7第3項を削る。

附則第19条の3の9第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第52条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第68条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（改正後の金沢市税賦課徵収条例（以下「新条例」という。）附則第19条の3の9第3項に係る部分を除く。）

令和5年7月1日

(2) 第30条の8第2項並びに第33条の2第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第35条の3、第35条の6、第35条の6の2及び第35条の6の6の改正規定並びに附則第19条の3の3第4項の改正規定及び附則第19条の3の9第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第19条の3の9第3項に係る

部分に限る。) 及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第32条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第32条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき金沢市税賦課徴収条例第32条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第68条第1号エ及び附則第19条の3の9第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の金沢市税賦課徴収条例附則第19条の3の2及び第19条の3の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提案の趣旨

地方税法の一部改正等に伴い、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額の割合を定めるとともに、軽自動車税の種別割等の賦課徴収の特例に係る加算割合を引き上げるほか、森林環境税の賦課徴収に関する規定等を整備する。

議案第4号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条、第30条及び第38条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第48条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第58条及び第67条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第85条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第10項中「通所している」を「入所している」に改める。

第92条第2項中「通所している」を「入所している」に改める。

第98条及び第106条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第9条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第7条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第46条第1項及び第2項中「により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第50条中「第50条第2項」の次に「と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第46条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」」を加える。

第106条第4項及び第115条第3項中「により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第197条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第202条の4第1項第2号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項、第25条第4項及び第68条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第82条の9及び第90条中「第42条の2」の次に「、第42条の3第1項」を加える。

第93条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項及び第33条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第49条中「の定員」を削る。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第7条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴い、関係条例の一部を改正する。

議案第5号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

金沢市長　村山　卓

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号イ中「9,339ヘクタール」を「9,320ヘクタール」に改め、同号ウ中「462,100人」を「464,600人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

金沢市公共下水道事業計画の変更に伴い、下水道事業の規模を改定する。

議案第 6 号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 非紹介患者初診加算料の項を次のように改める。

| | | |
|-----------|---|------------------------------|
| 非紹介患者等加算料 | 他の病院又は診療所からの文書による紹介のない場合の初診（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。） 他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った場合の再診（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。） | 1回につき 7,700円 1回につき 3,300円 |
|-----------|---|------------------------------|

別表第 1 の摘要第 1 項中「非紹介患者初診加算料」を「非紹介患者等加算料」に、「1,100円」を「7,700円」に、「1,000円」を「7,000円」と、「3,300円」とあるのは「3,000円」に改め、同摘要に次の 1 項を加える。

4 非紹介患者等加算料については、その金額の支払を求めないことについて厚生労働大臣が定める場合は、徴収しない。

附 則

- この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療については、なお従前の例による。

提案の趣旨

地域医療支援病院の承認に伴い、他の病院又は診療所からの紹介のない場合の初診料に加算する使用料の額の改定等を行う。

議案第7号

金沢市火災予防条例の一部改正について

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第11条の2第1項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき」を「次に掲げるものにあって」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に

設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるもの）の設置」を「の設置。ただし、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の金沢市火災予防条例（以下「新条例」という。）第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ただし書中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第

1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、急速充電設備及び喫煙等の基準等を改める。

議案第8号

工事請負契約の締結について

緑住宅建設工事第5期（建築工事）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月16日提出

金沢市長 村山 卓

| 工事名 | 金額 | 工事場所 | 契約者 |
|----------------------|--------------|-------------------------|---|
| 緑住宅建設工事 第5期（建築工事） | 907,500,000円 | 金沢市 みどり 1丁目 地内 | 城東・高田・和泉特定建設工事 共同企業体 代表者 金沢市小立野5丁目2番22号 城東建設株式会社 代表取締役 水内 健祐 金沢市入江2丁目170番地 高田建設株式会社 代表取締役 中嶋 直暢 金沢市上荒屋3丁目25番地8 株式会社 和泉建設 代表取締役 和泉 康夫 |

議案第9号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和3年度金沢市議会9月定例月議会において議決された議決第40号「工事請負契約の締結について」（金沢市民サッカー場建設工事（建築工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和5年6月16日提出

金沢市長　村山　卓

金額「5,024,800,000円」を「5,245,130,000円」に改める。

議案第10号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和3年度金沢市議会9月定例月議会において議決された議決第42号「工事請負契約の締結について」（金沢市民サッカー場建設工事（給排水衛生設備工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和5年6月16日提出

金沢市長　村山　卓

金額「496,487,200円」を「510,547,400円」に改める。

議案第11号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和3年度金沢市議会9月定例月議会において議決された議決第43号「工事請負契約の締結について」（金沢市民サッカー場建設工事（空調設備工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和5年6月16日提出

金沢市長　村山　卓

金額「288,200,000円」を「290,043,600円」に改める。

議案第12号

「委託契約の締結について」の一部変更について

令和3年度金沢市議会2月定例月議会において議決された議決第105号「委託契約の締結について」（金沢市民サッカー場大型映像音響システム整備事業）のうち、その一部を次のように変更する。

令和5年6月16日提出

金沢市長　村山　卓

金額「429,000,000円」を「433,389,000円」に改める。

議案第13号

財産の取得について

消防用特殊車両として、次のとおり財産を取得する。

令和5年6月16日提出

金沢市長 村山 卓

| 取得する財産 | 取得する予定価格 | 契約の相手方 |
|------------|-------------|---|
| 化学消防ポンプ自動車 | 63,690,000円 | 金沢市浅野本町口145番地 長野ポンプ株式会社 代表取締役 長野 幸浩 |

議案第14号

財産の取得について

消防用特殊車両として、次のとおり財産を取得する。

令和5年6月16日提出

金沢市長 村山 卓

| 取得する財産 | 取得する予定価格 | 契約の相手方 |
|----------------|--------------|---|
| 消防ポンプ自動車 3台 | 105,270,000円 | 金沢市浅野本町口145番地 長野ポンプ株式会社 代表取締役 長野 幸浩 |

議案第15号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和5年6月16日提出

金沢市長 村山 卓

| 路線名 | 起点及び終点 | | | | | | 重要な経過地 |
|------------------|--------|---|------|-------|-------|--|--------|
| 小立野2丁目線 27号 | 小立野 | 2 | 丁目 | 1180番 | 先から | | |
| | 小立野 | 2 | 丁目 | 1104番 | 4先まで | | |
| 二塚 赤土町線 24号 | 赤土 | 町 | ワ | 67番 | 1先から | | |
| | 赤土 | 町 | ワ | 68番 | 1先まで | | |
| 二塚 赤土町線 25号 | 赤土 | 町 | ワ | 45番 | 1先から | | |
| | 赤土 | 町 | ワ | 5番 | 1先まで | | |
| 大徳 松村5丁目線 29号 | 松村 | 5 | 丁目 | 245番 | 1先から | | |
| | 松村 | 5 | 丁目 | 245番 | 4先まで | | |
| 額 四十万町南線 13号 | 四十万 | 町 | い | 61番 | 10先から | | |
| | 四十万 | 町 | い | 61番 | 1先まで | | |
| 犀川 末町南線 35号 | 末 | 町 | 式拾式字 | 14番 | 1先から | | |
| | 末 | 町 | 式拾式字 | 6番 | 1先まで | | |

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年6月16日提出

金沢市長 村山卓

| 専決番号 及び専決日 | 理由 | 賠償する相手方 | 金額 | 左のうち保険で 補填される金額 |
|-----------------------|---------------|--------------------------|---------|--------------------|
| 令和5年度第6号 令和5年5月12日 | 市道における 事 故 | [REDACTED] [REDACTED] | 31,798円 | 31,798円 |
| 令和5年度第7号 令和5年5月24日 | 市道における 事 故 | [REDACTED] [REDACTED] | 20,819円 | 20,819円 |
| 令和5年度第8号 令和5年5月25日 | 市道における 事 故 | [REDACTED] [REDACTED] | 40,480円 | 40,480円 |

報告第5号

繰越明許費について

一般会計予算において、令和4年度中に支払義務の生じなかった経費を令和5年度に繰越し使用する

令和5年6月16日提出

について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

金沢市長 村山 卓

令和4年度金沢市一般会計

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年越額 |
|--------|----------|----------|------------------|------------------|
| 2. 総務費 | | | 円 168,462,355 | 円 168,462,355 |
| | 1. 総務管理費 | | 66,500,000 | 66,500,000 |
| | | 一般管理事業 | 9,000,000 | 9,000,000 |
| | | 交通対策事業 | 24,600,000 | 24,600,000 |
| | | 文化施設事業 | 32,900,000 | 32,900,000 |
| | 4. 選挙費 | 選挙事業 | 101,962,355 | 101,962,355 |
| 3. 民生費 | | | 779,321,934 | 593,785,934 |
| | 1. 社会福祉費 | | 91,653,934 | 91,653,934 |
| | | 社会福祉総務事業 | 3,000,000 | 3,000,000 |
| | | 障害者福祉事業 | 88,653,934 | 88,653,934 |
| | 3. 児童福祉費 | | 687,668,000 | 502,132,000 |
| | | 保育所事業 | 524,078,000 | 390,858,000 |
| | | 児童厚生施設事業 | 163,590,000 | 111,274,000 |
| 4. 衛生費 | | | 1,841,145,519 | 1,408,064,243 |

繰越明許費繰越計算書

| 左の財源内訳 | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|------------------|
| 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 円 48,411,230 | 円 14,100,000 | 円 4,500,000 | 円 4,500,000 | 円 105,951,125 |
| | | 14,100,000 | | 47,900,000 |
| | | 4,500,000 | | 4,500,000 |
| | | | | 24,600,000 |
| | | 14,100,000 | | 18,800,000 |
| | 43,911,230 | | | 58,051,125 |
| | 317,593,934 | 15,900,000 | | 260,292,000 |
| | 57,729,934 | 15,900,000 | | 18,024,000 |
| | | | | 3,000,000 |
| | 57,729,934 | 15,900,000 | | 15,024,000 |
| | 259,864,000 | | | 242,268,000 |
| | 225,692,000 | | | 165,166,000 |
| | 34,172,000 | | | 77,102,000 |
| | 1,017,507,049 | 302,300,000 | 6,050,000 | 82,207,194 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年越額 |
|-----------|------------|----------------|---------------|---------------|
| 1. 保健衛生費 | 母子保健事業 | | 1,460,910,876 | 1,122,329,600 |
| | | 母子保健事業 | 355,781,276 | 133,300,000 |
| | | 予防事業 | 850,000,000 | 850,000,000 |
| | | 保健所・福祉健康センター事業 | 255,129,600 | 139,029,600 |
| | 環境衛生費 | | 282,800,000 | 215,300,000 |
| | | 環境衛生総務事業 | 251,100,000 | 183,600,000 |
| | | 環境保全事業 | 31,700,000 | 31,700,000 |
| | 3. 清掃費 | ごみ処理事業 | 97,434,643 | 70,434,643 |
| 6. 農林水産業費 | | | 443,979,775 | 341,124,145 |
| 1. 農業費 | 1. 農業費 | | 182,918,275 | 167,345,375 |
| | 農業総務事業 | | 9,700,000 | 9,700,000 |
| | | 農業振興事業 | 48,150,500 | 46,831,500 |
| | | 農地事業 | 125,067,775 | 110,813,875 |
| | 2. 林業費 | 森林・林業事業 | 261,061,500 | 173,778,770 |
| 7. 商工費 | | | 42,000,000 | 42,000,000 |
| | 1. 商工費 | 工業振興事業 | 42,000,000 | 42,000,000 |
| 8. 土木費 | | | 8,183,430,762 | 7,276,209,791 |
| 1. 土木費 | 1. 土木費 | 土木総務事業 | 30,115,550 | 30,115,550 |
| | 2. 道路橋りょう費 | | 2,011,171,447 | 1,754,028,312 |
| | | 道路維持事業 | 426,959,838 | 387,159,838 |

| 左の財源内訳 | | | | |
|-------------|---------------|---------------|-----------|-------------|
| 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1,017,507,049 | 75,200,000 | | 29,622,551 |
| | 111,084,000 | | | 22,216,000 |
| | 850,000,000 | | | |
| | 56,423,049 | 75,200,000 | | 7,406,551 |
| | | 183,600,000 | 6,050,000 | 25,650,000 |
| | | 183,600,000 | | |
| | | | 6,050,000 | 25,650,000 |
| | | 43,500,000 | | 26,934,643 |
| | 109,421,515 | 155,700,000 | 5,305,300 | 70,697,330 |
| | 42,712,880 | 64,400,000 | 5,305,300 | 54,927,195 |
| | | | | 9,700,000 |
| | 13,460,000 | | | 33,371,500 |
| | 29,252,880 | 64,400,000 | 5,305,300 | 11,855,695 |
| | 66,708,635 | 91,300,000 | | 15,770,135 |
| | 21,000,000 | | | 21,000,000 |
| | 21,000,000 | | | 21,000,000 |
| | 3,378,368,609 | 3,386,700,000 | 3,217,700 | 507,923,482 |
| | 9,661,000 | 16,100,000 | 3,217,700 | 1,136,850 |
| | 886,616,385 | 661,600,000 | | 205,811,927 |
| | 161,196,565 | 101,000,000 | | 124,963,273 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年越額 |
|---------|----------|------------|---------------|---------------|
| | | 道路新設改良事業 | 1,505,126,451 | 1,287,783,316 |
| | | 交通安全施設整備事業 | 79,085,158 | 79,085,158 |
| | 3. 河川費 | | 256,387,886 | 160,387,886 |
| | | 河川維持事業 | 76,831,575 | 46,831,575 |
| | | 河川改良事業 | 179,556,311 | 113,556,311 |
| | 4. 港湾費 | 港湾事業 | 127,390,372 | 127,390,372 |
| | 5. 都市計画費 | | 5,591,775,907 | 5,089,598,071 |
| | | 都市計画総務事業 | 97,500,000 | 76,100,000 |
| | | 土地区画整理事業 | 97,590,000 | 69,829,992 |
| | | 街路事業 | 304,369,755 | 268,069,755 |
| | | 都市再開発事業 | 3,320,000 | 3,320,000 |
| | | 公園事業 | 5,088,996,152 | 4,672,278,324 |
| | 6. 住宅費 | | 166,589,600 | 114,689,600 |
| | | 住宅管理事業 | 23,000,000 | 23,000,000 |
| | | 住宅建設事業 | 143,589,600 | 91,689,600 |
| 10. 教育費 | | | 4,227,454,644 | 3,435,430,144 |
| | 1. 教育総務費 | 教育指導事業 | 117,582,300 | 71,082,300 |
| | 2. 小学校費 | | 1,862,703,246 | 1,600,303,246 |
| | | 学校管理事業 | 75,600,000 | 75,600,000 |
| | | 教育振興事業 | 1,009,030 | 1,009,030 |

| 左の財源内訳 | | | | |
|-------------|---------------|---------------|------------|-------------|
| 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 698,772,083 | 539,900,000 | | 49,111,233 |
| | 26,647,737 | 20,700,000 | | 31,737,421 |
| | 42,718,000 | 111,100,000 | | 6,569,886 |
| | | 42,500,000 | | 4,331,575 |
| | 42,718,000 | 68,600,000 | | 2,238,311 |
| | | 89,800,000 | | 37,590,372 |
| | 2,397,788,224 | 2,508,100,000 | | 183,709,847 |
| | 17,000,000 | 17,000,000 | | 42,100,000 |
| | | 63,300,000 | | 6,529,992 |
| | 61,682,668 | 176,500,000 | | 29,887,087 |
| | 1,660,000 | | | 1,660,000 |
| | 2,317,445,556 | 2,251,300,000 | | 103,532,768 |
| | 41,585,000 | | | 73,104,600 |
| | 1,750,000 | | | 21,250,000 |
| | 39,835,000 | | | 51,854,600 |
| 310,000,000 | 796,945,701 | 1,483,000,000 | 36,000,000 | 809,484,443 |
| | 35,541,150 | 31,900,000 | | 3,641,150 |
| | 405,110,000 | 637,400,000 | | 557,793,246 |
| | 37,800,000 | | | 37,800,000 |
| | 792,000 | | | 217,030 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年越額 |
|-----|-------|-----------------|----------------|---------------|
| | | 学校建設事業 | 1,786,094,216 | 1,523,694,216 |
| 3. | 中学校費 | | 970,743,354 | 836,543,354 |
| | | 学校管理事業 | 37,400,000 | 37,400,000 |
| | | 学校建設事業 | 933,343,354 | 799,143,354 |
| 4. | 高等学校費 | 高等学校管理事業 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 5. | 大学費 | 美術工芸大学事業 | 1,082,564,744 | 759,464,744 |
| 6. | 社会教育費 | | 182,493,100 | 156,668,600 |
| | | 社会教育総務事業 | 4,000,000 | 3,675,500 |
| | | 文化財保護事業 | 102,438,000 | 102,438,000 |
| | | 公民館事業 | 54,055,100 | 35,955,100 |
| | | 博物館事業 | 22,000,000 | 14,600,000 |
| 7. | 保健体育費 | 学校給食事業 | 9,867,900 | 9,867,900 |
| 11. | 災害復旧費 | | 432,354,860 | 330,846,260 |
| | 1. | 災害復旧費 | 432,354,860 | 330,846,260 |
| | | 農林業施設 災害復旧事業 | 162,550,000 | 141,241,400 |
| | | 土木施設 災害復旧事業 | 262,765,960 | 182,565,960 |
| | | 公共施設 災害復旧事業 | 7,038,900 | 7,038,900 |
| 合計 | | 16,118,149,849 | 13,595,922,872 | |

| 左の財源内訳 | | | | |
|-------------|---------------|---------------|------------|---------------|
| 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 366,518,000 | 637,400,000 | | 519,776,216 |
| | 316,881,872 | 421,600,000 | | 98,061,482 |
| | 18,700,000 | | | 18,700,000 |
| | 298,181,872 | 421,600,000 | | 79,361,482 |
| | 750,000 | | | 750,000 |
| 310,000,000 | 14,047,679 | 360,400,000 | | 75,017,065 |
| | 24,615,000 | 31,700,000 | 36,000,000 | 64,353,600 |
| | | | | 3,675,500 |
| | 24,615,000 | 11,400,000 | 36,000,000 | 30,423,000 |
| | | 7,200,000 | | 28,755,100 |
| | | 13,100,000 | | 1,500,000 |
| | | | | 9,867,900 |
| | 228,711,142 | 73,900,000 | 1,134,150 | 27,100,968 |
| | 228,711,142 | 73,900,000 | 1,134,150 | 27,100,968 |
| | 134,593,142 | 3,600,000 | 1,134,150 | 1,914,108 |
| | 94,118,000 | 70,300,000 | | 18,147,960 |
| 310,000,000 | 5,917,959,180 | 5,431,600,000 | 51,707,150 | 1,884,656,542 |

報告第6号

繰 越 明 許 費 に つ い て

工業団地造成事業費特別会計予算において、令和4年度中に支払義務の生じなかった経費を令和5年度に繰越し使用するについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月16日提出

金沢市長 村山 卓

令和4年度金沢市工業団地造成事業費

| 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 | 翌 繰 年 度 領 |
|--------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1. 工業団地造成事業費 | | | 円 17,270,000 | 円 14,870,000 |
| | 1. 工業団地造成事業費 | 工 业 团 地 造 成 事 業 | 17,270,000 | 14,870,000 |

特別会計繰越明許費繰越計算書

| 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|------------------|---------------|-------|-------|---------|
| 既 収 入 特 定 財 源 | 未 収 入 特 定 財 源 | | | 一般会計繰入金 |
| | 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 円 14,870,000 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 14,870,000 | | | | |

予算の繰越しについて

水道事業特別会計予算において、令和4年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費を
により、次のとおり報告する。

令和5年6月16日提出

令和5年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定

金沢市長 村山卓

令和4年度金沢市水道事業

特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度 繰越額 |
|----------|----------|--------------|--------------------|---------|--------------------|
| 2. 資本的支出 | | | 円 4,355,430,000 | 円 | 円 4,355,430,000 |
| | 1. 建設改良費 | 配水管 布設等事業 | 4,355,430,000 | | 4,355,430,000 |

| 左 の 財 源 内 訳 | | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額 | 説明 |
|--------------------|------------------|------------------|--------------------|---------|-----|--|------------------------|
| 企 業 債 | 補 助 金 | そ の 他 | 損 益 勘 定 | 留 保 資 金 | | | |
| 円 1,128,300,000 | 円 401,800,000 | 円 279,436,000 | 円 2,545,894,000 | 円 | 円 | 円 | |
| 1,128,300,000 | 401,800,000 | 279,436,000 | 2,545,894,000 | | | | 関係機関との 調整遅延等の ため |

報告第8号

予算の繰越しについて

水道事業特別会計予算において、避けがたい事故により令和4年度中に支払義務の生じなかった経費により、次のとおり報告する。

令和5年6月16日提出

を令和5年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定

金沢市長 村山卓

令和4年度金沢市水道事業

特別会計予算繰越し計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務額 | 翌年度 繰越額 |
|---------|---------|---------|----------------|-------|----------------|
| 1. 事業費用 | | | 円 4,142,000 | 円 | 円 4,142,000 |
| | 1. 営業費用 | 配布設水管事業 | 4,142,000 | | 4,142,000 |

| 左の財源内訳 | | 不 用 額 | 翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな御資産の 購入限度額 | 説 明 |
|----------------|--------------|-------|--|---------------|
| 受注工事収益 | その他 | | | |
| 円 4,037,000 | 円 105,000 | 円 | 円 | |
| 4,037,000 | 105,000 | | | 関連工事遅延 のため |

報告第9号

予算の繰越しについて

下水道事業特別会計予算において、令和4年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月16日提出

を令和5年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項

金沢市長 村山卓

令和4年度金沢市下水道事業

特別会計予算繰越し計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越し額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務額 発生額 | 翌年度 繰越し額 |
|----------|----------|---------|-----------------|---------------|-----------------|
| 2. 資本的支出 | | | 円 3,545,528,000 | 円 543,349,000 | 円 3,002,179,000 |
| | 1. 建設改良費 | | 3,545,528,000 | 543,349,000 | 3,002,179,000 |
| | | 管渠等築造事業 | 1,605,428,000 | 219,000,000 | 1,386,428,000 |
| | | 雨水関連事業 | 488,132,000 | 76,700,000 | 411,432,000 |
| | | 処理場事業 | 1,415,343,000 | 234,900,000 | 1,180,443,000 |
| | | 流域下水道事業 | 36,625,000 | 12,749,000 | 23,876,000 |

| 左 の 財 源 内 訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越し額に 係る繰越を要す るたな御資産の 購入限度額 | 説明 |
|-----------------|-----------------|--------------|--------------------|-----|---|------------------------|
| 企 業 債 | 補 助 金 | 工事負担金 | 損 益 勘 定 留 保 資 金 | | | |
| 円 1,773,600,000 | 円 1,202,314,000 | 円 20,706,000 | 円 5,559,000 | | 円 | |
| 1,773,600,000 | 1,202,314,000 | 20,706,000 | 5,559,000 | | | |
| 942,700,000 | 422,855,000 | 20,706,000 | 167,000 | | | 適正工期確保 等のため |
| 230,500,000 | 175,696,000 | | 5,236,000 | | | 関係機関との 調整遅延等の ため |
| 576,600,000 | 603,763,000 | | 80,000 | | | 適正工期確保 等のため |
| 23,800,000 | | | 76,000 | | | 適正工期確保 のため |